薬局薬剤師の過去の勤務歴に関する要件についての疑義解釈(その2)

【認証について】

問1 薬局薬剤師の過去の勤務歴によりがん診療病院連携研修の修了と同等以上の経験と知識を有すると認証された場合に、認証の有効期限はありますか。

(答)認証に有効期限はありません。なお、認証を取得するための申請は、2022 年 (令和 4 年)3 月 31 日までに、申請に関しての必要な書類が届いた方のみとなりますのでご注意ください。

薬局薬剤師の過去の勤務歴に関する要件についての疑義解釈(その1)

【施設基準に関して】

問 1 勤務していた医療機関が、勤務当時に施設基準を満たしていたことの該当性は どのように確認したらよいでしょうか。

(答)勤務医療機関の所属長に過去時点の施設基準の該当性について証明してもらうことで差し支えありません。

【勤務期間に関して】

問2「平成26年4月以降にがん薬物療法に3年以上従事していること」とありますが、平成26年4月以前から引き続いて勤務している場合は、平成26年4月から平成29年3月までの3年間がん薬物療法に従事していれば要件を満たすでしょうか。

(答) その通りです。

問3 中断期間の考え方は医療機関薬剤師の勤務歴に関する要件と同じ考え方でしょうか。

(答) その通りです。

【連携に関する内容に関して】

問 4 複数の薬局に勤務していますが、どの薬局の連携に関する業務を提出するのでしょうか。

(答)主として勤務している薬局についての連携業務を提出してください。